

特定福祉用具購入に係る注意事項

1 福祉用具選定の基準について

原則、公益財団法人テクノエイド協会の判断を基準とします。同協会で福祉用具販売品目と認められている商品については支給可能です。テクノエイド協会対象以外の商品で利用者の状態を鑑みて利用が必要な場合には、高齢者支援課にご相談ください。

<支給対象外となる場合>

- ・介護認定の有効期間外に購入したもの
- ・入院（所）中に購入したもの
※退院（所）準備として購入する場合は除きますが、申請は退院（所）後のみ受け付けます。
- ・都道府県が指定する特定福祉用具販売事業者以外から購入したもの
- ・同じ種目の再購入
- ・購入費用の上限額を超えた分

2 選定理由

利用者本人の身体機能や生活動作の困難な点をふまえ、その用具の選定理由や効果について購入品目ごとにわかるように記入してください。

また、基本製品以上の製品を選定する場合は必ず心身上の理由を書き添えてください。
なお、スロープ等複数購入が見込まれるものは利用場所を明記してください。

<貸与と購入の選択について>

選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員及び介護支援専門員が、貸与又は購入のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択にあたって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ、提案を行うこととされています。このため、必要な情報の取得及び提供をお願いいたします。

3 同一種目の再購入について

原則として、同一種目をすでに購入している場合は支給の対象外です。

ただし、以下の場合は同一種目であっても支給が認められる場合があります。事実が確認できる写真や書類が必要になりますので、購入前にお問い合わせください。

なお、予備部品としてあらかじめ購入することはできません。

- (1) 破損した場合（通常使用もしくは年数経過の範囲内の破損に限ります。）

※部品交換で修復できる場合は、部品代が支給対象です。

- (2) 用途及び機能が異なる場合

- (3) 介護の必要度合いが著しく変化した場合

※申請書の「購入理由」欄に、購入済みの用具では自立支援に適さなくなった理由を具体的に記入してください。

4 施設利用と福祉用具購入について

住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては保険給付の対象としています。

特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）及びグループホームの入居者で専用の居住内においてのみ使用する場合については、基本的に整備されていることが前提のため、原則、対象とはなりません。